

静岡県が実施する「令和5年度建設工事等事故防止重点対策」

交通基盤部及び経済産業部が発注した建設工事等で令和4年度に、8件の労働災害(内死亡事故1件)、27件の公衆災害(傷害1件、物損26件)が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目指し、本県が発注する建設工事等の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・バックホウ等の重機との接触・巻き込まれ事故防止対策

重機等を運用する場合は作業計画書を作成の上、計画書の内容と指差確認による基本動作をKY活動等で作業員に周知徹底すること。

重機に近接した位置での作業では、機械の旋回範囲をロープ等により分離するなどの立入防止対策、すべり止め等転倒防止対策を行うこと。

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時には、安全帯の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性のチェック等の基本動作を徹底し、不安定な場所での作業・移動の安全対策を図ること。

・玉掛作業等による挟まれ・伐採作業等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープ等使用機械・器具の点検実施、安全靴・手袋・防護着等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

2 公衆災害の防止

・上空架線等への接触防止対策

送電線等の施設へは、視界性の良いカバー・目印・注意喚起表示を設置するとともに、複数作業員での危険度チェックや誘導員・監視員を配置すること。

・地下埋設物損傷防止対策

静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル等に基づく事前情報の点検・確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に周知徹底すること。

・一般車両、通行人等への事故防止対策

規制標識や看板の適正な設置、段差の擦り付け対策等による安全な誘導と、固定柵による現場の締め切りの徹底による侵入防止措置等の安全対策を行うこと。

ダンプトラック等での運搬作業では、運転手への交通安全指導の徹底と誘導員の適正な配置・適正な誘導及びモニター等設置による運転中の死角を減少させる対策を行うこと。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。